

●日程・場所

2015年2月7日(土)

10:00～16:30

<午前の部>

基調講演－小畠隆資さん

(岡山大学名誉教授・本集会実行委員長)

10:20～12:00

<午後の部>

第1～6分科会(裏面に掲載)

13:00～16:30

岡山市勤労者福祉センター

5階体育集会室、他

岡山市北区春日町5-6

●参加費

一般 1,000円 障害者・学生 500円

●主催

岡山県地域人権問題研究集会実行委員会
岡山県地域人権運動連絡協議会

財団法人岡山県民主教育研究会

・事務局 〒700-0054 岡山市北区下伊福西町1-53
電話 086-253-2611 FAX 086-253-6722

●会場案内図



岡山県地域人権問題研究集会2015 参加申込書

(郵便、FAXにて1月20日頃までにお寄せ下さい)

フリガナ	希望分科会の 番号を○で 囲んで下さい	
氏名	男・女	第1 第3 第5
		第2 第4 第6
お茶付 1,000円		
(事前申込み必要 おやつ代 1人300円 保)		

●第1分科会 地域人権の確立のために

行政が示す「人権教育・啓発」の課題と憲法

中島 純男さん（岡山県地域人権運動連絡協議会議長）

報告 1 地域におけるボランティア活動について

報告者 山本 哲史さん（障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会）

報告 2 障害者差別解消法をめぐって—障害者政策委員会の討議から—

報告者 溝口 初美さん（岡山医療生活協同組合・ボランティア委員会）

報告 3 被疑者とされた人たちへの処遇と国民の人権

報告者 竹原 正樹さん（日本国民救援会岡山県本部事務局長）

人権連は多くの県民とともに、いつまでも住み続けられ平和で人間らしい暮らしができることをめざして、①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会、②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会、③参加・協同による住民自治が確立された地域社会をつくりだすために運動を展開しています。

一方、県民のおかれている人権状況には、行政や司法の行為に対し基本的に人権をかかげてたかっている多くの活動があります。また、命と暮らしを互いに守りあおうという活動もより大切になっています。

分科会では、今日の現状が提起する地域と人権にかかわる様々な現状を出し合い、その解決を阻んでいる原因や背景もとらえ、憲法が保障する基本的人権の理解を深めていきたいと思います。

●第3分科会 子どもの人権を考える

子どもたちの瞳に輝きを

田中 博さん（おかやま教育文化センター事務局長）

報告 1 すべての子どもに豊かな保育を—保育に格差をうまないために—

報告者 平松 康子さん（岡山市職員労働組合書記次長）

報告 2 学力テスト体制が子どもたちにもたらすもの

報告者 赤坂てる子さん（新日本婦人の会岡山県本部副会長）

子どもたちの瞳が輝きたと、親も教師も地域まで明るくなります。誰もが望んでいることです。子育て・教育の中で、人権というのは、子どもたちの瞳が輝いていることを言っているではないでしょうか。分かった・できた・分かってもらえた・いっしょにやろうと言つてくれた…こんなとき、子どもたちの瞳は輝き、さらに次へと進んで行けます。親も教師も地域も、子どもたちのこの姿に元気をもらいます。なかなかそうならないのはなぜか、それを阻んでいるのは一体何なのかを考えいましょう。

●第5分科会 住み続けたい

地域やまちづくり

報告 1 いつまでも安心して住み続けられる片上のまちづくり

報告者 宇治橋明彦さん（備前市片上地区支えあい実行委員会会長）

報告 2 いつまでも住み続けられる笠岡諸島を目指して

報告者 森本 洋子さん（NPO法人かさおか島づくり海社副理事長）

報告 3 若年層、女性の「田園回帰」—3・11以降に加速されたもの—

報告者 畑 理恵子さん（吉備国際大学准教授）

平成の大合併から10年が経過、地域の中で貧困と格差は様々に分野で広がり、地域間格差も大きな問題となっています。3・11東日本大震災・福島原発事故が発生し地域社会の必要性や「絆」の大切さが改めて見直される時代になりました。この間、「限界集落」など地域の疲弊もクローズアップされる中で、このままのベースでいけば2040年には全国で896自治体が消滅するという日本創成会議の「増田レポート」が発表される一方で、自治体、自治会、NPO等の各種団体が地域再生に向けて工夫を凝らした取り組みを始めています。今回、この分科会ではこうした取り組みを報告し、ともに学び合いたいと思います。

●第2分科会 福祉と人権

—医療・介護総合法と普通に人間らしく生きたい私たちの願い—

「医療・介護総合法」による医療・介護の改悪と私たちの願いの展望

川谷 宗夫さん（岡山県社会保障推進協議会事務局長）

報告 1 不服審査請求から裁判闘争へ、裁判闘争の狙いと展望

報告者 大西 幸一さん（岡山県生活と健康を守る会会長）

報告 2 不服審査請求から今後の闘いへの展望 私たちの目指すもの

報告者 近藤 功さん（年金者組合岡山県本部副委員長）

報告 3 渋田訴訟のその後の経過と今後の課題について

報告者 石川 浩三さん（渋田訴訟訴訟人会世話人・渋田訴訟世話人会会長）

報告 4 要支援はすでにどうなる・介護の現場から

報告者 井場 哲也さん（岡山中央福祉会理事長）

2013年12月5日に成立した「社会保障改革のプログラム法」は社会保障について国の責任は「自助・自立のための環境整備」とされ、社会保障の理念が変質されました。さらに「このまま推移すれば医療・介護の需要が増え國の財政が破たんする」として制度の改悪から制度の「解体」へと進む「医療・介護総合法」が2014年6月に国民に知らされていました。国民の命をないがしろにする政治の中で、地域から声を上げ闘っている取り組みから、行政、司法、立法に求めるものを議論しましょう。

●第4分科会 労働者の人権

—マツダ派遣切り裁判で何が問われたのか—

マツダ派遣切り裁判で問われた黙示の労働契約とは

伊原 澪さん（岡山県労働組合会議事務局長）

報告 1 派遣労働者はどのように闘つて一審判決を勝ち取ったのか

報告者 佐藤 次徳さん（山口県労連書記・マツダ派遣切り裁判元原告団事務局長）

憲法第27条には勤労者の権利義務、勤労条件の基準を定めています。権力者は働く者の権利を法律で緩めようとするものです。憲法の理念に反した労働法の規制緩和は、派遣労働法に見られるように常用代替え防止の原則が崩され、正社員を極限まで減らし雇用の不安定化を促進する意図が読み取れます。2014年臨時国会で派遣法の改悪案は欠陥法案にもかかわらず審議強行となりました。今回の本分科会では、5年3カ月に及ぶマツダ派遣切り裁判の経過を振り返りながら、身分差別で労働者・労働市場を分断した悪法の実態に迫ります。

●第6分科会 人権と平和・原発

安倍政権の軍事大国化、解釈改憲の策動は、戦後70年続けてきた海外で武力行使をしないという原則を覆そうとしています。原発事故の原因究明も収束もないまま、再稼働・輸出強行など大企業本位の国づくりをめざす構造改革も強行されています。

国民世論は、憲法9条の解釈改憲反対は過半数、原発再稼働は7割から8割が反対です。「国民の声無視」の安倍政権の暴走に主権者としてどのように立ち向かうのか。基本的人権の立場から、報告者からの具体的な事例にも学びながら考えてみましょう。